

事業概要

平成 27 年度版

香川県食肉衛生検査所

はじめに

香川県食肉衛生検査所は、昭和 51 年 4 月に設置されて以来、満 40 周年を迎えることができました。これも、ひとえに皆様方の温かいご支援とご指導の賜物と心より厚く感謝申し上げます。

近年、食肉の安全・安心に対する消費者の関心は高く、当所の業務は重要な役割を担っていると感じております。

食肉を取り巻く環境は、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）問題や牛海綿状脳症（BSE）をはじめ高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫といった感染症への対応や、鶏肉を主な原因食品とするカンピロバクター食中毒の増加への対策、食品製造の衛生管理方法としてグローバルスタンダードとなっている HACCP システムのと畜場への導入の動きなど様々な課題が山積している状況です。

当所では、安全な食肉、食鳥肉を提供するために、と畜場に搬入された牛、豚等のと畜検査における疾病排除、食肉及び食鳥肉の残留有害物質のモニタリング検査や食肉製品の規格基準検査のほか、食鳥処理場やと畜場に併設する食肉処理施設等の監視指導など様々な事業を実施しています。

一方、BSE 検査については、検査対象となる牛の BSE 検査を継続して実施するとともに、枝肉や内臓への特定部位の混入を防止するため月齢による分別管理の指導を徹底しています。また、放射性物質検査については、本県で定めた検査実施要領に基づき、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に準じて、スクリーニング検査を実施することにより、引き続き安全性の確保に取り組んでいます。

さらに、より安全で衛生的な食肉の供給のため、衛生管理の向上を図ることにより安全性を確保できるよう、食肉関係事業者等と協議を重ねながら、と畜場及び食肉処理場における HACCP の導入を進めております。

今後も関係機関や業界との情報交換や連携を深めるとともに、知識の向上と検査技術のレベルアップを図り、消費者に安全で安心な食肉を提供していく所存でございます。

ここに平成 27 年度の事業概要をとりまとめましたので、ご高覧いただければ幸いです。

平成 29 年 1 月 香川県食肉衛生検査所長 藤澤 友範

目 次

第一章 総 説

1	香川県食肉衛生検査所の位置及び施設の概要	5
	(1) 位置図	5
	(2) 施設の概要	6
2	所管区域及びと畜場所在地	8
	(1) 所管区域	8
	(2) と畜場所在地	8
3	事業内容と組織	9
	(1) 事業	9
	(2) 組織	9
	(3) 職員構成	9
4	主な業務内容	10
	(1) と畜検査	10
	(2) と畜場の衛生	10
	(3) 食品衛生	10
	(4) 食鳥検査及び食鳥衛生	10
5	と畜検査のながれ	11
6	平成 27 年度重点事業	12
7	と畜検査手数料	12
8	検査所の主な検査機器	13

第二章 事業の概要

1	と畜検査	16
	(1) と畜検査頭数	16
	(2) 疾病獣畜検査頭数	18
	(3) と畜検査の結果に基づく処分状況	19
	(4) 伝達性海綿状脳症 (TSE) 対策における指導状況	21
	(5) 牛の皮のと畜場外への持出し許可	21
	(6) 精密検査	21
2	と畜場の衛生	25
	(1) と畜場における監視指導及び衛生講習会の実施状況	25
	(2) ふき取り検査	25
	(3) 牛の腸管出血性大腸菌 (EHEC) 検査	26
	(4) と畜場等排水水質検査	26

3	食品衛生	27
	(1) 食品衛生関係施設の監視指導	27
	(2) 食品収去検査	27
4	食鳥検査及び食鳥衛生	29
	(1) 大規模食鳥処理場における食鳥検査状況	29
	(2) 認定小規模食鳥処理場における確認状況	29
	(3) 規模別監視指導件数	29
	(4) ふき取り検査	30
5	その他事業	31
	(1) 普及啓発	31
	(2) と畜検査結果のフィードバック	31
	(3) 証明書の交付	31
第三章 調査研究発表		32

第一章 総 説

1 香川県食肉衛生検査所の位置及び施設の概要

(1) 位置図



アクセス JR 八十場駅から徒歩 15 分、車で 5 分
JR 坂出駅から車で 7 分
坂出北 I.C から車で 10 分

所在地 香川県坂出市江尻町 1355 番地
香川県坂出合同庁舎内

TEL 0877(45)5132

FAX 0877(45)5893

(2) 施設の概要

(イ) 香川県坂出合同庁舎

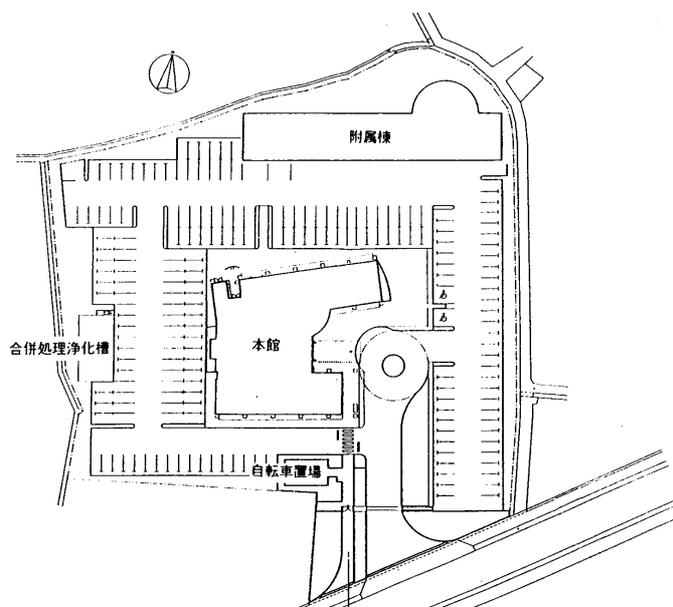
- 敷地面積 10,002 m²
- 庁舎概要

区分	構造	階数	延べ床面積
本館	鉄骨鉄筋コンクリート造	地下1階 地上6階 塔屋2階	6,540.45 m ²
附属棟	鉄骨造	地上2階	942.75 m ²
自転車置場	鉄骨造	地上1階	60.00 m ²

- 階層別入庁機関

階数	入庁機関
6階	会議室
5階	食肉衛生検査所・(公財)食鳥衛生検査センター
4階	食肉衛生検査所
3階	中讃土木事務所
2階	中讃土木事務所
1階	中讃土木事務所・中讃税務窓口センター
地階1階	書庫・図面保管庫

- 全体図

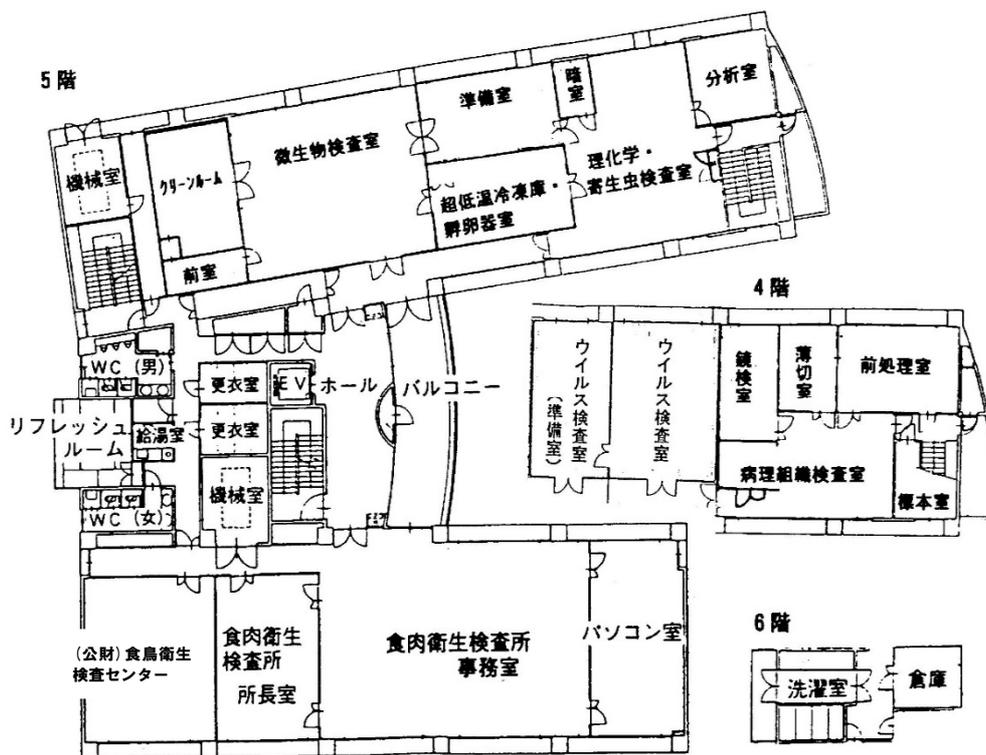


(ロ) 食肉衛生検査所

・建物専用面積

事務室	275.38 m ²
所長室	47.04 m ²
書庫・倉庫	32.34 m ²
検査室	494.41 m ²
微生物検査室	125.75 m ²
理化学・寄生虫検査室	102.48 m ²
病理組織検査室	108.03 m ²
ウイルス検査室	87.15 m ²
共有部分	71.00 m ²
更衣室	17.39 m ²
洗濯室	19.28 m ²
本館建物専用面積合計	885.84 m ²

・建物平面図



3 所管区域及びと畜場所在地

(1) 所管区域

県の区域(高松市を除く)

(2) と畜場所在地

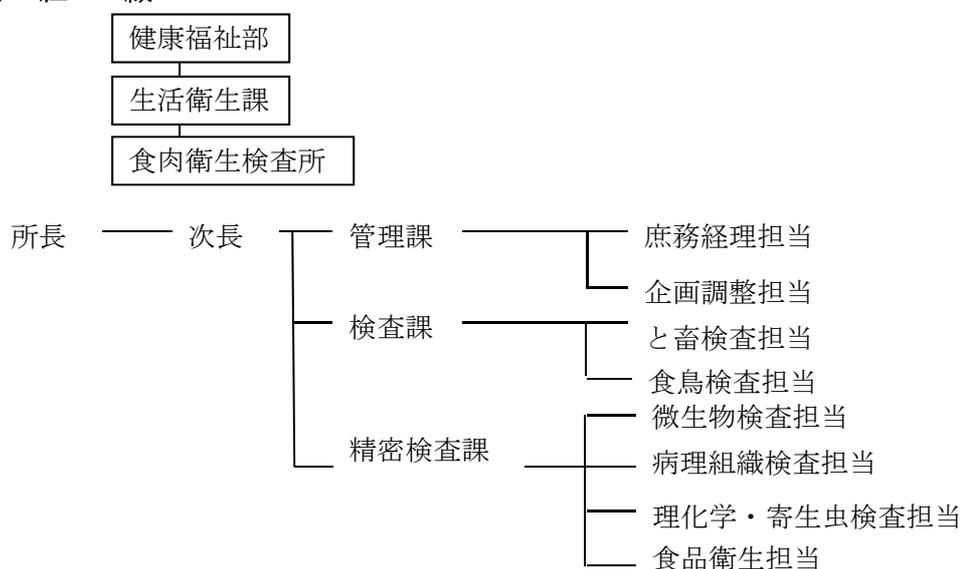
と畜場 番号	名称	所在地	開設年月日	処理能力 (豚換算頭数)
2	株式会社香川県畜産公社	坂出市昭和町二丁目 1-9	昭 61. 7. 11	800
5	香川県農業協同組合 東讃畜産振興センター 大川畜産センター	さぬき市長尾西 1881	平 12. 4. 1	600

3 事業内容と組織

(1) 事業

- ① 獣畜のとさつ、解体検査及び措置に関すること。
- ② 獣畜、食鳥の肉・内臓等の検査並びに試験研究に関すること。
- ③ と畜場、食鳥処理場及びその附属施設の衛生保持の監視指導に関すること。
- ④ 食品衛生法に基づく食肉、魚肉、食肉製品及び添加物の検査並びに食肉処理施設等の整備改善に関すること。
- ⑤ 獣畜、食鳥及び食肉に関する衛生統計並びに調査、研究に関すること。
- ⑥ 獣畜、食鳥等に関する衛生知識の普及及び向上に関すること。

(2) 組織



(3) 職員構成

H27.4.1 現在

	事務吏員	技術吏員 (獣医師)	定数外職員			計
			(獣医師)	(検査技師)	その他	
所長		1				1
次長		1				1
管理課	1	2			1	4
検査課		5	3			8
精密検査課		3	2			5
計	1	12	5		1	19

4 主な業務内容

(1) と畜検査

と畜場法に基づく検査対象は、牛、馬、豚、めん羊、山羊であり、と畜検査員が疾病及び異常の有無について、と畜場に搬入される1頭ごとに生体検査、解体検査（解体前・後検査をいう）を行い、必要に応じて精密検査を実施する。検査結果に基づき合格であれば検印を押し、必要に応じてとさつ解体禁止や全部又は一部廃棄の措置をとる。

生体検査

獣畜の生前の状態が食用として適当か否かを検査し、異常のないときは、とさつを認める。

疾病獣畜（疾病にり患していることが明らかな獣畜及び生体検査において疾病にり患していることが明らかになったもの）については隔離所に移し精密検査を行う。望診等及び精密検査により、重大な伝染病等が疑われるときはとさつを禁止し、重大な伝染病等の疑いがない疾病獣畜は、病畜と室でのとさつを認める。

解体検査

とさつ、解体された獣畜が食用として適当か否かを検査し、その結果、法令に定められた部分的な異常を認めた場合は、その部分を、全身的な異常を認めた場合は、その全部を廃棄する。

病畜と室でとさつ、解体された獣畜についても、同様の検査を行う。

牛（48月齢超）、めん羊及び山羊（12月齢以上）については、伝達性海綿状脳症（TSE）スクリーニング検査を実施する。

精密検査

生体検査、解体検査を経て、なお必要なときは、さらに微生物学的、病理組織学的及び理化学・寄生虫学的な精密検査を実施し、食用に供することが適当か否かの判定を行う。

検印

以上のような検査を行った後、検査に合格したものには検印を押し。

(2) と畜場の衛生

定期的に開催する衛生講習会において、衛生管理責任者や作業衛生責任者の資質の向上を図るとともに、作業従事者をはじめ関係者に対し、食肉等の衛生的な取扱いの普及を図る。

また、と畜場施設の清掃、枝肉、内臓等及び輸送車両等の衛生保持、そ族昆虫等のコントロールや汚水・汚物・廃棄物の処理状況など、と畜場内外の環境衛生に係ることについて監視指導を行う。

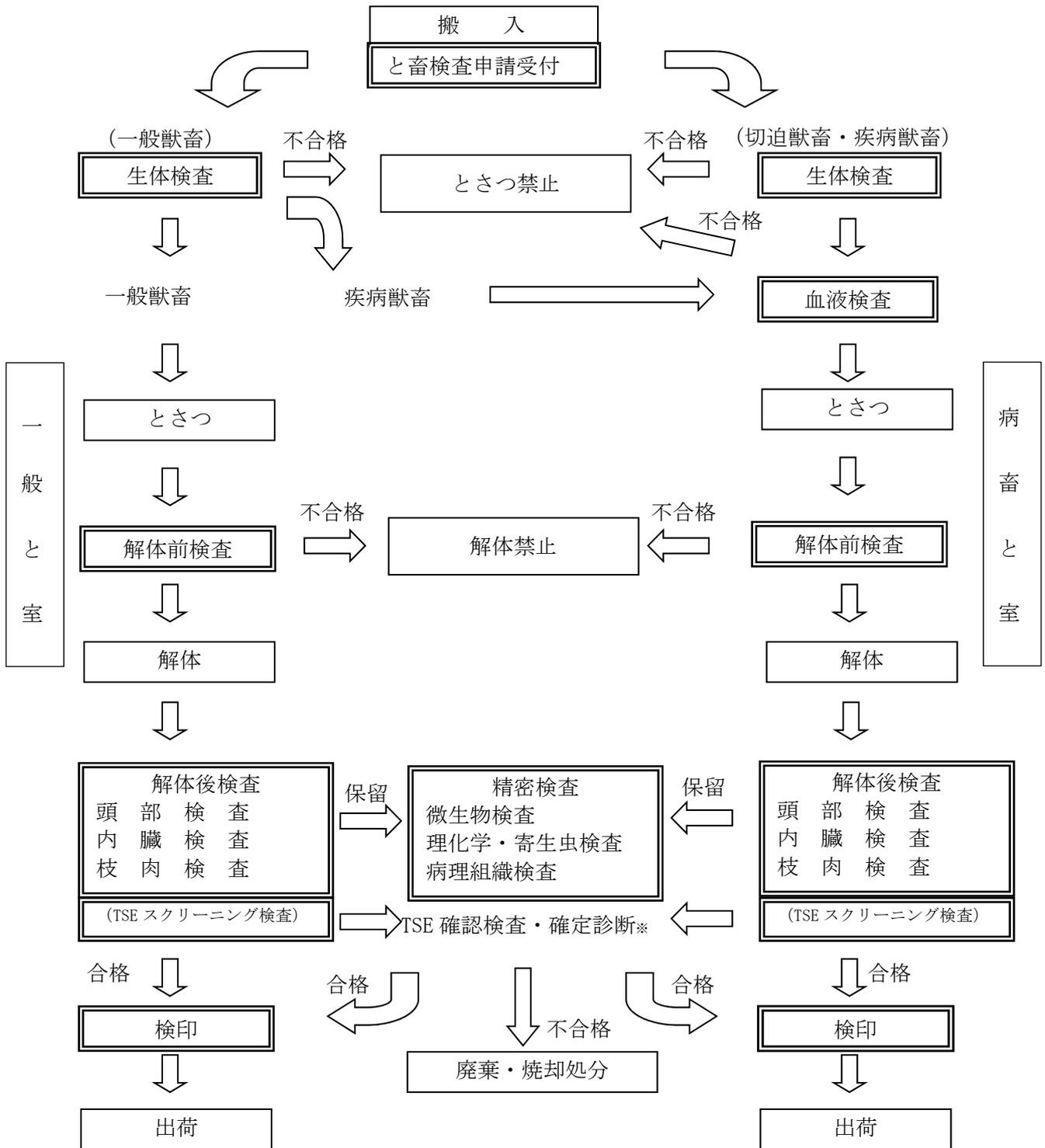
(3) 食品衛生

食品衛生法に基づき、食肉等の衛生確保並びにと畜場に関連した食肉処理施設及び食肉製品製造施設の監視指導を行うとともに、当該施設で製造された食肉製品等の取去検査を実施する。

(4) 食鳥検査及び食鳥衛生

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、指定検査機関の行う食鳥検査の状況及び確認状況を把握するとともに、食鳥処理場の監視指導を行う。

5 と畜検査のながれ



TSEスクリーニング検査は、牛（48月齢超）、めん羊及び山羊（12月齢以上）にて実施
 ※ 確認検査・確定診断は、国の機関に検体を送付し、実施

6 平成 27 年度重点事業

- と畜場法施行規則の一部改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)に伴い、危害分析・重要管理点方式 (HACCP システム)を用いた衛生管理について、と畜場関係者を対象とした講習会を開催し、HACCP システムの周知と衛生意識の向上に努めた。また、HACCP システム導入予定のと畜場に対して助言を行った。
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)に伴い、HACCP システムを用いた衛生管理についての周知と衛生意識の向上に努めた。
- 腸管出血性大腸菌 (EHEC) 0157 汚染対策実態調査事業の一環として、健康な牛の糞便中の腸管出血性大腸菌 (EHEC) 検査を実施した。
- 食品衛生検査施設における検査等の業務管理 (GLP) 導入に伴う外部精度管理、内部精度管理を実施した。
- 中学校や高等学校への臓器標本の貸出しを実施し、当所の業務内容と食肉衛生に関するチラシを配布して、食の安全・安心に関する普及啓発を実施した。

7 と畜検査手数料

と畜検査手数料 (1 頭当たり)

(単位：円)

畜種別		牛・馬	生 後 1 年未満 の 牛	生 後 1 月未満 の乳用牛	豚	めん羊 山 羊	生 後 1 月未満 の 山 羊	備 考
金 額	時間内	500	300	150	200	60	20	平成 4 年 4 月 1 日 改 正
	時間外	1,000	600	300	400	120	40	

(注) 時間内とは、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭 23 年、法 178) に規定する休日以外の日において、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間に検査を行う場合をいう。

8 検査所の主な検査機器

BSE関係			
マイクロプレート ウォッシャー	TECAN hydroflex	プレートインキュベーター	福島 FMU-052I
	Thermo LabSystems Wellwash 4MK2		福島 FMU-051I
マイクロプレートリーダー	TECAN サンライズリモート	8チャンネルピペット	ThermoLabSystems 50-300ml
	TECAN サンライズレインボ ーサーモ	恒温水槽	アズワン サーマルロボ TR-3A
細胞破碎機	安井器械 MB524TMA	電子天秤	Sartorius CP423S-0CE
	Thermo Savant FastPrep FP120	冷蔵ショーケース	福島 FMS-700G3
微量高速心機	日立 himac CF15R	サーモアルミバス	IWAKI ALB-221

微生物関係			
インキュベーター	日立 CRB-32A	超音波洗浄流し台	ダルトン IUC-7321N
	日立 CRB-14	PCR 装置	Takara TP6000
	タイテック(株) BIO CHAMBER BCP-320F		日本ロッシュ 9600-R 型
低温インキュベーター	TABAI ESPEC BNL-110	ゲル撮影装置	タイテック(株) GP2000i-B
ウォーターバス	Fisher Scientific ISOTEMP 220		タイテック(株) EU-500M セット
高圧滅菌器	HIRAYAMA HV-50	リアルタイム PCR 装置	Takara TP760
超低温フリーザ	パナソニック MDF-U384-PJ	ペトリフィルムプレートリ ーダー	3M 6499
低温フリーザ	パナソニック MDF-U443-PJ	マイクロ冷却遠心機	KUBOTA 3780
安全キャビネット	ダルトン NSC-2A-900	生物顕微鏡・デジタルカメ ラシステム	ニコン ECLIPSE Ci ライカ MC120 HD

病理組織関係			
写真撮影装置	杉研商事 (株) MPS-2	卓上型プッシュプル換気装置オープンドラフト	興研 (株) HD-01
自動振盪器	タイテック (株) NR-80	自動染色装置	サクラ DRS2000
密閉式自動固定包埋装置	サクラ VIP-5-Jr-J0	蛍光顕微鏡	Nikon E600
パラフィンブロック作製装置	サクラ Tissue・Tec TECプラス	ディスカッション顕微鏡	オリンパス BX43
スライディングマイクローム (電動式)	Thermo Scientific HM450	顕微鏡用デジタルカメラ	Nikon DMX200
パラフィン伸展器	サクラ PS-M	クリオスタット	サクラ精機 (株) CM-502
	サクラ PS-53	電子天秤	島津製作所 BL-3200S

理化学・寄生虫関係			
ドライケム	富士 3500S	ホモジナイザー	オムニ GLH
全自動血球計数器	日本光電 MEK-6358		日本精機製作所
高速液体クロマトグラフィ	島津製作所 LC10A システム		エクセルオート ED-3
分光光度計	レシオビーム U-5100	ホモジナイザー用ゼネレーター	ヤマト科学 G10-95ST
三眼実体顕微鏡	EMTR-4PBH/10	遠心分離機	KUBOTA 2410
迅速 COD 測定器	セントラル科学 HC-607 型	卓上超音波洗浄器	シャープ UT-106
減圧乾固用真空ポンプシステム	バキュームシステム V-703	PH メーター	HORIBA D-72S
超音波細胞破碎装置	島津製作所 VSP-600	低温恒熱器	タバイエスペック PU-1K 型

その他			
食品放射能検査システム	ベルトールドジャパン(株) LB2045	透過型微分干渉顕微鏡	オリンパス BHS-323N ×2 台

第二章 事業の概要

1 と 畜 検 査

(1) と畜検査頭数

検査頭数は、154,283頭（牛7,612頭、子牛7頭、豚146,664頭）であり、前年度と比較すると全体では約1.45%（2,277頭）減少した。牛は前年度と比較して肉用種は427頭減少、乳用種は394頭減少した。また、豚は前年度より1,456頭減少した。

産地別では、牛は、県内産3,128頭（41.1%）、県外産4,491頭（58.9%）であり、県外産では、岡山県2,060頭、鹿児島県484頭が主な地域である。豚は、県内産46,015頭（31.4%）、県外産100,649頭（68.6%）であり、県外産では愛媛県53,837頭、広島県28,961頭が主な地域である。

県内のと畜場の延べ開場日数は、474日であり、と畜場別では、株式会社香川県畜産公社241日、香川県農業協同組合東讃畜産振興センター大川畜産センター233日であった。

平成27年度のと畜場外におけると畜検査は、行われなかった。

(イ) 年度別・畜種別

(単位：頭)

畜種 年度	牛				馬	豚	めん羊 山 羊	合 計
	肉用種	乳用種	子牛					
			生後1 年未満 の牛	生後1月 未満の 乳用牛				
23	5,252	2,620	4	0	0	154,424	0	162,300
24	5,806	2,170	3	0	0	157,760	0	165,739
25	5,565	2,384	4	0	0	157,422	0	165,375
26	6,105	2,328	7	0	0	148,120	0	156,560
27	5,678	1,934	7	0	0	146,664	0	154,283

(ロ) と畜場別・畜種別

(単位：頭)

畜種 と畜場	牛				馬	豚	めん羊 山 羊	合 計
	肉用種	乳用種	子牛					
			生後1年 未満の牛	生後1月 未満の 乳用牛				
株式会社 香川県 畜産公社	5,678	1,934	7	0	0	81,057	0	88,676
香川県農業 協同組合 東讃畜産振興 センター大川 畜産センター	0	0	0	0	0	65,607	0	65,607
合 計	5,678	1,934	7	0	0	146,664	0	154,283

(ハ) 月別・と畜検査手数料別

(単位：頭)

畜種 時間 月	牛・馬		生後1年 未満の牛		生後1月 未満の 乳用牛		豚		めん羊 山 羊		生後1月 未満の 山 羊		合 計
	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	
4	717	0	0	0	0	0	12,366	0	0	0	0	0	13,083
5	617	0	0	0	0	0	10,847	0	0	0	0	0	11,464
6	570	0	1	0	0	0	11,549	0	0	0	0	0	12,120
7	664	0	0	0	0	0	12,282	0	0	0	0	0	12,946
8	631	0	1	0	0	0	11,276	0	0	0	0	0	11,908
9	635	0	1	0	0	0	11,328	354	0	0	0	0	12,318
10	668	0	3	0	0	0	12,952	0	0	0	0	0	13,623
11	737	0	0	0	0	0	12,179	0	0	0	0	0	12,916
12	674	0	0	0	0	0	13,203	0	0	0	0	0	13,877
1	625	0	0	0	0	0	12,679	0	0	0	0	0	13,304
2	532	0	1	0	0	0	12,752	0	0	0	0	0	13,285
3	542	0	0	0	0	0	12,897	0	0	0	0	0	13,439
合 計	7,612	0	7	0	0	0	146,310	354	0	0	0	0	154,283

(二) と畜場別開場日数

(単位：日)

と畜場	月													合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
株式会社 香川県畜産公社	21	18	22	22	20	19	20	19	19	19	20	22	241	
香川県農業協同 組合東讃畜産振興 センター大川 畜産センター	20	18	20	20	19	19	21	19	19	19	19	20	233	
合計	41	36	42	42	39	38	41	38	38	38	39	42	474	

(2) 疾病獣畜検査頭数

疾病獣畜の検査頭数は、91頭（牛88頭、子牛3頭）で、総検査頭数に占める比率は0.06%であった。

畜種別・と畜場別・月別

(単位：頭)

畜種	と畜場	月													合計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
牛	株式会社 香川県畜産公社	6	10	11	9	8	6	10	2	6	7	11	2	88	
	株式会社 香川県畜産公社	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3	
豚	株式会社 香川県畜産公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	香川県農業協同 組合東讃畜産振興 センター大川 畜産センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		6	10	12	9	9	6	10	2	6	7	12	2	91	

(3) と畜検査の結果に基づく処分状況

とさつ禁止及び解体禁止処分は、2頭（牛1頭、子牛0頭、豚1頭）であった。

全部廃棄頭数は、241頭（牛9頭、子牛0頭、豚232頭）で、前年度と比較して40頭減少し、検査頭数に占める全部廃棄頭数の比率は約0.16%であった。

一部廃棄件数は、124,618件（牛7,064件、子牛9件、豚117,545件）であった。

なお、家畜伝染病予防法に基づき、牛白血病、豚丹毒等の届出伝染病については、家畜保健衛生所に届出を行った。

(イ) 獣畜のとさつ禁止または廃棄したものの原因別添を参照

(ロ) 全部廃棄頭数

総括表

(単位:頭)

畜種 \ 病名	豚丹毒	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	牛白血病	その他	合計
牛		0	0	2	1	0	0	6	0	9
子牛		0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	31	157	41	0	0	2	1		0	232

株式会社香川県畜産公社

畜種 \ 病名	豚丹毒	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	牛白血病	その他	合計
牛		0	0	2	1	0	0	6	0	9
子牛		0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	20	143	13	0	0	1	1		0	178

香川県農業協同組合東讃畜産振興センター大川畜産センター

病名 畜種	豚 丹 毒	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	牛 白 血 病	そ の 他	合 計
豚	11	14	28	0	0	1	0		0	54

(ハ) 一部廃棄件数

総括表

畜種	実頭数	疾 病 別 件 数					計
		細菌病	ウイルス・ リケッチア病	原虫病	寄生虫病	その他	
牛	4,978	2	0	0	18	7,044	7,064
子牛	7	0	0	0	0	9	9
豚	97,828	0	0	0	17,091	100,454	117,545

株式会社香川県畜産公社

畜種	実頭数	疾 病 別 件 数					計
		細菌病	ウイルス・ リケッチア病	原虫病	寄生虫病	その他	
牛	4,978	2	0	0	18	7,044	7,064
子牛	7	0	0	0	0	9	9
豚	61,828	0	0	0	16,081	63,496	79,577

香川県農業協同組合東讃畜産振興センター大川畜産センター

畜種	実頭数	疾 病 別 件 数					計
		細菌病	ウイルス・ リケッチア病	原虫病	寄生虫病	その他	
豚	36,000	0	0	0	1,010	36,958	37,968

(4) 伝達性海綿状脳症 (TSE) 対策における指導状況

と畜場における TSE 対策の一つとして、牛、めん羊及び山羊の扁桃等の特定部位の除去・焼却が義務付けられている。それらの作業状況及び除去部位の保管並びに処分状況を確認し、助言、指導等を行った。

(5) 牛の皮のと畜場外への持出し許可

と畜場法施行令第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、申請があった者に対して持出しの許可をした。

(6) 精密検査

精密検査延べ頭数は、558 頭 (TSE スクリーニング検査 123 頭、その他の検査延べ頭数 435 頭) であり、前年度検査延べ頭数と比較して 52 頭減少した。

精密検査の結果、TSE スクリーニング検査はすべて陰性であり、その他の検査では 73 頭 (牛 9 頭、豚 64 頭) の全部廃棄処分をした。

(イ) 伝達性海綿状脳症 (TSE) のスクリーニング検査

とさつ解体処理された牛 (48 月齢超)、めん羊及び山羊 (12 月齢以上) を対象に TSE のスクリーニング検査を 123 頭実施した。

	検査件数	検査成績
牛	123	全て陰性
めん羊	0	—
山 羊	0	—

(ロ) 微生物検査

血液検査が必要と判断された 91 頭について、血液塗抹のグラム染色及びレビーゲル染色を実施した。また、解体後検査で敗血症、豚丹毒等の微生物性疾病を疑った 123 頭について病原微生物の分離・同定・PCR 等の検査を実施した。

① 血液細菌検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数	備考
牛	91	182	グラム、レビーゲル染色
豚	0	0	〃
合計	91	182	

② 病原微生物の分離検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数			全部廃棄頭数
		敗血症	豚丹毒	その他	
牛	2	1		1	0
豚	121	48	73	0	63
合計	123	49	73	1	63

③ 病原微生物の型別等遺伝子検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数	
		豚丹毒菌	その他
牛	0		0
豚	12	12(12)	0
合計	12	12(12)	0

(注) () 内は検出数

(ハ) 病理検査

血液検査が必要と判断された91頭について、血液の形態学的検査及び白血球百分率を実施した。さらに、腫瘍等、病理組織学的検査を必要と認めた獣畜及び解体検査時発見された特異病変について15頭検査した。

① 血液病理検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数	備 考
牛	91	91	血液の形態学的検査、白血球百分率
豚	0	0	〃
合 計	91	91	

② 病理組織学的検査

畜種 \ 項目	実頭数	検査件数	全部廃棄頭数
牛	10	52	6
豚	5	12	1
合 計	15	64	7

③ 疾病名別頭数

項目 \ 畜種	牛白血病	腫 瘍	炎 症	変性萎縮	結核病	その他	合 計
牛	6(6)	1(0)	2(0)	1(0)	0	0	10(6)
豚		2(1)	2(0)	1(0)	0	0	5(1)
合 計	6(6)	3(1)	4(0)	2(0)	0	0	15(7)

(注) () 内は全部廃棄頭数

(二) 理化学・寄生虫検査

血液検査が必要と判断された獣畜や、生体検査及び解体検査で尿毒症、黄疸を疑ったもの 103 頭について検査した。

検査の種類	畜種	実頭数	検査件数	全部廃棄頭数	検査項目
血液成分	牛	91	728		RBC, WBC, HCT, HGB, MCV, MCH, MCHC, PLT
	豚	0	0		
黄 疸	牛	3	6	1	血清、肝臓中の総ビリルビン量
	豚	0	0	0	
尿毒症	牛	9	18	2	血清、眼房水中の尿素窒素量・クレアチニン量
	豚	0	0	0	
合 計	牛	103	752	3	
	豚	0	0	0	
	計	103	752	3	

2 と畜場の衛生

(1) と畜場における監視指導及び衛生講習会の実施状況

と畜場に対し、施設の衛生確保や食肉の取扱い等について重点的に指導するとともに、と畜場関係者に対して衛生講習会を実施し、衛生意識の向上に努めた。

さらに、と畜場法施行規則の一部改正(平成27年4月1日施行)により、と畜場における衛生管理の方法を、従来の基準と危害分析・重要管理点方式(HACCPシステム)を用いた衛生管理基準から選べるようになったことについて、と畜場関係者を対象とした講習会を開催し、HACCP導入型基準の周知に努めた。

と畜場	開催日	参加者数	講習対象者
株式会社 香川県畜産公社	平成27年6月26日	10	食肉関係事業者
	平成27年7月30日	41	と畜場設置者・従業員 食肉関係事業者
	平成28年1月22日	39	と畜場設置者・従業員 食肉関係事業者
香川県農業協同組合 東讃畜産振興センター 大川畜産センター	平成27年4月17日	33	と畜場設置者・従業員 食肉関係事業者
	平成27年7月1日	17	と畜場設置者・従業員
	平成27年7月15日	12	食肉関係事業者
	平成27年12月18日	16	と畜場設置者・従業員 食肉関係事業者

(2) ふき取り検査

食肉の衛生確保を図るため、枝肉及び輸送車両のふき取り検査を実施した。また、脳及び脊髄組織に多く含まれるグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)のとりつき、解体時の牛枝肉への付着状況を把握し、その除去対策等について指導した。

種別	項目	実頭数	検査検体数	検査件数	項目別検査件数		
					一般生菌数	大腸菌群数	GFAP
枝肉	牛	51	102	172	70	70	32
	豚	75	160	320	160	160	
輸送車両	床面		12	24	12	12	
	側面		15	30	15	15	
	輸送容器		3	6	3	3	
計		126	292	552	260	260	32

(3) 牛の腸管出血性大腸菌 (EHEC) 検査

牛の直腸便中の腸管出血性大腸菌 (EHEC) 検査を 24 頭実施し、結果を元に衛生指導を実施した。

(イ) VT 遺伝子 (病原因子) をターゲットとしたスクリーニング検査

採取検体	項目	検査頭数	検査件数	陽性数
直腸便		24	24	22

(ロ) O 抗原型別判定検査

採取検体	項目	検体数	O 抗原別検出数※						型別不明	
			026	0103	0111	0121	0145	0157		0165
直腸便		22	4	1	1	4	2	2	1	12

※ 2 検体より 3 抗原検出、1 検体より 2 抗原検出

(4) と畜場等排水水質検査

と畜場の衛生指導及び検査室の排水管理の一助とするため、と畜場等の排水の水質検査を実施した。

場所	項目	検査件数	項目別検査件数				検査成績
			BOD	COD	DO	透視度	
株式会社 香川県畜産公社		4	1	1	1	1	異常なし
香川県坂出合同庁舎		4	1	1	1	1	異常なし
計		8	2	2	2	2	

3 食 品 衛 生

(1) 食品衛生関係施設の監視指導

と畜場に併設された食品衛生法の営業許可施設のうち、本所に監視権限のある 15 施設に対し、施設の衛生確保や食品の取扱い等について重点的に指導した。監視指導延べ施設数は 41 施設であった。

特に衛生的な取扱いが要求される夏季及び流通量の増加する年末においては、集中的に一斉監視指導を行った。

項目 \ 業種	食肉処理業	食肉製品製造業	食品の冷凍又は冷蔵業	合計	備考
施設数	7	4	4	15	
監視指導延べ施設数	20	11	10	41	

(2) 食品収去検査

食肉及び食肉製品を収去し、規格基準について検査した。

夏季及び年末に食肉製品について、微生物学的検査を実施し、衛生指導に努めた。

また、畜水産食品の残留有害物質モニタリング事業として、県内産の牛肉、豚肉及び鶏肉、72 検体について残留抗生物質の検査を実施、6 検体について残留抗菌性物質の検査を実施した。

また、食品の安全・安心を確保するため、と畜場に搬入された牛の筋肉について放射性セシウムのサンプリング検査を実施した。

(イ) 食肉製品の微生物学的検査

項目 \ 品名	検査検体数	検査件数	不適格件数					備考
			<i>E. coli</i>	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	大腸菌群	クロストリジウム属菌	
食肉製品 (加熱後包装)	11	33	0	0	0	/	/	
食肉製品 (包装後加熱)	1	2	/	/	/	0	0	
合計	12	35	0	0	0	0	0	

(ロ) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

① 残留抗生物質検査 (簡易検査法)

項目 食肉の種類	検査 検体数	検査 件数	部位別陽性数			備考
			腎臓	筋肉	肝臓	
牛	24	24		0		
豚	24	24		0		
鶏	24	24		0		
計	72	72		0		

② 残留抗菌性物質検査

項目 食肉の種類	検査 検体数	検査 件数	部位別陽性数			備考
			腎臓	筋肉	肝臓	
牛	0	0				
豚	0	0				
鶏	6	6		0		
計	6	6		0		

(ハ) 食肉の放射性セシウム検査

項目 食肉の種類 (部位)	検査 検体数	検査 件数	検査結果	
			基準値以上	基準値未満
牛 (筋肉)	3	3	0	3※

基準値 : 100 Bq/kg

※ すべて定量限界 (おおむね 10Bq/kg) 未満

4 食鳥検査及び食鳥衛生

(1) 大規模食鳥処理場における食鳥検査状況

大規模食鳥処理場（年間処理羽数が 30 万を超える施設をいう。）の検査羽数は、3,694,135 羽であり、前年度と比較すると約 2.78%（105,631 羽）減少した。

検査羽数	3,694,135								
	ブロイラー			成 鶏			あひる		
	3,694,135			0			0		
区分	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
処 分 実羽数	4,824	42,304	32,179	0	0	0	0	0	0

(注) 禁止：とさつ禁止及び内臓摘出禁止

(財)香川県食鳥衛生検査センター資料

(2) 認定小規模食鳥処理場における確認状況

認定小規模食鳥処理場の食鳥処理確認総羽数は 1,162,215 羽であり、前年度と比較すると約 2.26%（26,855 羽）減少した。

処理区分における 確 認 羽 数	確認を行った食鳥の種類及び羽数				
	成 鶏	ブロイラー	あいがも	う骨鶏	合 計
確 認 総 羽 数	866,731	289,604	0	5,880	1,162,215
イ における 確 認 羽 数	0	0	0	0	0
ロ における 確 認 羽 数	0	3,750	0	0	3,750
イ～ロにおける 確 認 羽 数	866,731	285,854	0	5,880	1,158,465
基 準 不 適 合 羽 数 合 計	5,024	2,696	0	0	7,720

(注) イ：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 2 条第 5 項イに掲げる食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去する行為

ロ：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 2 条第 5 項ロに掲げる食鳥とたいの内臓を摘出する行為

イ～ロ：上記イ及びロの行為

(3) 規模別監視指導件数

食鳥処理場（大規模食鳥処理場 1 施設、認定小規模食鳥処理場 16 施設）に対し、施設の衛生保持や食鳥とたい等の取扱い等について監視指導した。

監視指導延べ件数は 36 件（大規模食鳥処理場 2 件、認定小規模食鳥処理場 34 件）であった。

項目 種別	施設 数	監視 延べ 件数	指 導 件 数					合 計
			施設設備 基 準	衛 生 的 管 理	食鳥等の 衛 生 的 取 扱 い	従業者の 衛 生 管 理	そ の 他	
大 規 模 食鳥処理場	1	2	0	0	0	0	0	0
認定小規模 食鳥処理場	16	34	0	2	0	0	0	2

(4) ふき取り検査

食鳥とたいのふき取り検査を実施した。

項目 種別	検体数	検査件数	項 目 別 検 査 件 数			
			一般生菌数	大腸菌群数	サルモネラ 属 菌	カンピロ バクター
大 規 模 食鳥処理場	30	100	30	30	20	20

5 そ の 他 事 業

(1) 普及啓発

食肉の衛生に関する知識の普及啓発及び食肉衛生検査所の業務内容を周知するために、県内の学校、教育機関及びそれらが構成する団体等を対象として、臓器標本を用いた普及啓発活動を実施した。

貸出先						対象者数 合 計
中学校		高等学校		その他		
学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校等数	生徒等数	
4	679	1	186	0	0	865

(2) と畜検査結果のフィードバック

と畜検査申請者等に、と畜検査結果の詳細な情報を還元し、より健康な家畜の生産を促し、食肉の安全性の確保を図った。

	提供者数	提供回数
と畜検査申請者	3	46
その他	1	1
計	4	47

(3) 証明書の交付

対香港輸出肉を取り扱う施設においてと畜された豚（胃）について、食肉検査証明書を交付申請者に対して交付した。

また、牛及び豚がと畜検査に合格したことの証明を受けたい者に対して、随時、と畜検査証明書を交付した。

	交付申請者数	交付件数
対香港食肉検査証明書	1	12
と畜検査証明書	2	24

第三章 調査研究発表

と畜場におけるHACCP導入検討時の現状と課題について

○多田 芽生¹ 鎌野 陽² 野村 竜也¹ 渡邊 仁³

¹香川県食肉衛生検査所 ²香川県健康福祉総務課 ³香川県西讃保健福祉事務所

平成 26 年 4 月 1 日に施行されたと畜場法施行規則の一部改正により、と畜場において HACCP 方式の衛生管理を導入するか、従来型の一般衛生管理を引き続き実施するかを選択できるようになった。県内 A と畜場は、HACCP 方式の導入を検討しており、衛生状態の判断指標として独自に枝肉の拭き取り検査（以下、自主検査）を平成 26 年度より実施し、一般生菌数を測定している。A と畜場は、その結果を当所にも送付し情報を共有している。一方、当所では枝肉の拭き取り検査を、厚生労働省の通知に基づき年 4 回実施しているが、香川県の事業として年 2 回追加実施している。

自主検査の結果では、一般生菌数が牛枝肉で $1\sim 10^5$ (CFU/cm²)、豚枝肉で $10\sim 10^5$ (CFU/cm²) と実施回によって変動が大きく、また、最大菌数も高かった。一方、当所の検査では、牛枝肉で $1\sim 10$ (CFU/cm²)、豚枝肉で $10\sim 10^3$ (CFU/cm²) であり、自主検査に比べて菌数のばらつきが非常に小さかった。そこで、この差異の原因を究明するため、A と畜場の検査方法について検証したところ、検体採取が不適切に実施されているという事が判明し、当所で指導を行った。

今回の事例から、自主検査をすること自体が目的となってしまう、自主検査の結果を検証し改善につなげることができていないという実情が浮き彫りになった。これにより当所と、と畜場の衛生意識や知識の差が明確になり、今後同様の事例が起りうる事が示唆された。このような事例の再発を防ぐためにも、HACCP 方式の導入を検討する際に、と畜場関係者への講習会等による基礎知識と衛生意識の向上の必要性、自主検査データの活用方法のアドバイスや、マニュアル改善の必要が示された。